

## 倉庫業者となつたら…

### 1. 倉庫寄託約款等の掲示(倉庫業法第9条)

営業所には、消費者から收受する保管料、倉庫の種類、冷蔵倉庫の場合の保管温度などは、利用者に見やすいように掲示しなければなりません。

### 2. 差別的取扱の禁止(倉庫業法第10条)

特定の利用者に対して不当な差別的取扱をしてはなりません。

### 3. 倉庫の施設及び設備の維持(倉庫業法第12条)

施設設備基準に適合するように維持しなければなりません。

### 4. 火災保険に付する義務(倉庫業法第14条)

倉庫証券を発行する場合には、受寄物を火災保険に付さなければなりません。

### 5. 名義利用等の禁止(倉庫業法第16条)

名義を他人に倉庫業のため利用させてはなりません。また、倉庫業を他人に経営させてはなりません。

### 6. 名称の使用制限(倉庫業法第25条の7)

認定を受けたトランクルーム以外の倉庫において、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはなりません。

法令遵守

### 緊急連絡網の整備

火災・事故発生時の緊急連絡網には、必ず運輸局物流振興・施設課直通電話等を記載し、いざというときは迅速な連絡をお願いいたします。

## 倉庫業者が「倉庫管理主任者」に行わせなければならない義務 防火・安全体制の確立！

倉庫業法第11条により、倉庫業者は倉庫管理主任者を選任し、倉庫における火災の防止などの倉庫管理業務を行わせなければなりません。  
※倉庫管理主任者の業務については、倉庫業法施行規則等運用方針【1】3及び別冊「倉庫管理主任者マニュアル」をご参照下さい。



下記の「重大事故等」発生の場合は、消防・警察への連絡に続き、速やかに運輸局等に第一報願います。

1. 倉庫の火災(119番通報により消防車等が出動した場合)
2. 倉庫の損壊(受寄物に影響を及ぼすおそれのある場合)
3. 受寄物の盗難
4. 倉庫における労働災害(死者発生の場合)
5. 危険品倉庫からの危険物の大量漏洩等
6. その他倉庫における事故等であって報道される可能性のある場合

必要手続

### すぐに必要な手続

#### 1. 登録免許税の納付

納付書に基づき8万円(新規登録の場合)納付し、「領収証書貼付書」に領収書正本を貼付し提出して下さい。

#### 2. 料金の届出(倉庫業法施行規則第24条第1項)

保管料、荷役料等の料金を設定又は変更した場合、(実施後30日以内届出)

### 毎期必要な手続

#### 1. 期末倉庫使用状況報告書の提出(倉庫業法施行規則第24条第6項)

(当該四半期経過後30日以内に提出)

#### 2. 受寄物出入庫高及び保管残高報告書の提出(倉庫業法施行規則第24条第6項)

(当該四半期経過後30日以内に提出)

### そのつど必要な手続

これらの申請書のほとんどは下記HPからダウンロードすることができます  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu-soukogyou.html>

1. 変更登録(法7条1項) → 事前登録

2. 軽微変更届出(法7条3項) → 30日以内届出

3. 寄託約款の届出(法8条1項) → 30日前届出

4. 倉庫証券の発行許可(法13条1項) → 事前許可

5. 営業の譲渡譲受届出(法17条3項) → 30日以内届出

6. 法人の合併分割届出(法17条3項) → 30日以内届出

7. 免券倉庫業者の営業の譲渡譲受認可(法18条1項) → 事前認可

8. 免券倉庫業者の法人の合併分割認可(法18条2項) → 事前認可

9. 相続届出(法19条1項) → 30日以内届出

10. 免券倉庫業者の相続認可(法19条2項) → 60日以内認可

11. 営業廃止の届出(法20条1項) → 30日以内届出

12. 発券業務廃止の届出(法20条2項) → 30日以内届出

13. トランクルームの認定(法26条) → 事前認定

14. 認定トランクルーム変更届出(法25条の6-1項) → 事前届出

15. 認定トランクルーム廃止届出(法25条の6-2項) → 30日以内届出

16. 料金設定変更届出(法27条1項) → 30日以内届出

17. 役員選任・変更届出(法27条1項) → 30日以内届出

18. 倉庫証券様式変更届出(法27条1項) → 30日以内届出

19. 事故発生の届出(法27条1項) → 14日以内届出

20. 倉庫証券発行回収高・流通高報告(法27条1項) → 4月30日報告